

大阪市ファミリーシップ制度の手引き



大阪市

令和8年4月

目次

1 大阪市ファミリーシップ制度について	1
2 宣誓をすることができる方	1
3 宣誓に必要な書類	2
4 宣誓の流れ	3
(1) 窓口宣誓の場合	4
(2) オンライン宣誓の場合	6
5 受領証(カード)の紛失・毀損	8
6 受領証(カード)の返還	9
7 受領証(カード)記載事項の変更	11
8 自治体間連携協定について	13

参考資料

様式集

- 様式第1号 ファミリーシップ宣誓書
- 様式第2号 ファミリーシップ宣誓書受領証
- 様式第3号 ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書
- 様式第4号 ファミリーシップ宣誓書受領証返還届
- 様式第5号 ファミリーシップ宣誓書受領証記載事項変更届
- 様式第6号 ファミリーシップ宣誓継続申告書

1 大阪市ファミリーシップ制度について

大阪市では、性的マイノリティの当事者が、お互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力しあい、社会においていきいきと輝き活躍されることを期待して、平成30年7月に「大阪市パートナーシップ宣誓証明制度」を開始し、令和4年8月1日からは宣誓の対象者に子や親を含めた「大阪市ファミリーシップ制度」として実施しています。

大阪市ファミリーシップ制度は、法律上の効果があることを証明するものではありませんが、これまでのパートナーお二人での宣誓を基本とし、一方の子又は親(以下、「子等」といいます。)を含めた当事者が、家族として、日常生活において相互に協力し合うことを宣誓されたことを、大阪市として公に証明するものです。

2 宣誓をすることができる方

宣誓をすることができる方は、少なくともいずれか一方がLGBTなどの性的マイノリティの方で、パートナーシップ関係にある両当事者は次の1~4のいずれにも該当する方とし、子や親を含めて宣誓される場合は、5の要件にも該当している方です。

- 1 ともに成年に達していること。
- 2 少なくともいずれか一方が市内に住所を有し、又は市内への転入を予定していること。
- 3 ともに現に婚姻をしておらず、かつ、現に当該パートナーシップ関係の相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- 4 ともに民法734条(近親者間の婚姻の禁止)及び735条(直系姻族間の婚姻の禁止)の規定により婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。
- 5 当事者以外が宣誓される場合は、パートナーシップ関係にある者の子等であること。

3 宣誓に必要な書類

宣誓をするためには、次の3点の書類が必要です。

1 住所が確認できる書類

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し等

- a. 本籍・個人番号の記載がないもの
- b. 同一世帯の子等を含め宣誓される場合は「世帯主との続柄」を記載したもの
- c. 大阪市に転入予定の方は、大阪市に転入される予定日及び住所がわかる書類が別途必要です。

2 婚姻していないことを証明する書類

戸籍個人事項証明書等

- a. 取得方法の詳細は、本籍地の自治体にお問い合わせください。
- b. 外国籍の方の場合は、本国が発給した婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えてください。
- c. 子等を含めた宣誓をする場合は、子等との関係が確認できる書類が必要です。

3 本人確認書類(掲示のみ)

個人番号カード(マイナンバーカード)、パスポート、運転免許証 等

- a. 掲示する書類がわからない場合は、事務局までご相談ください。
- b. 性別違和等の理由で、通称による宣誓を希望される場合は、事前にご相談ください。

※ 1、2の書類は、交付から3か月以内のものがが必要です。

※ 住民票の写し等の発行は、マイナンバーによるコンビニ発行がお得です。

4 宣誓の流れ

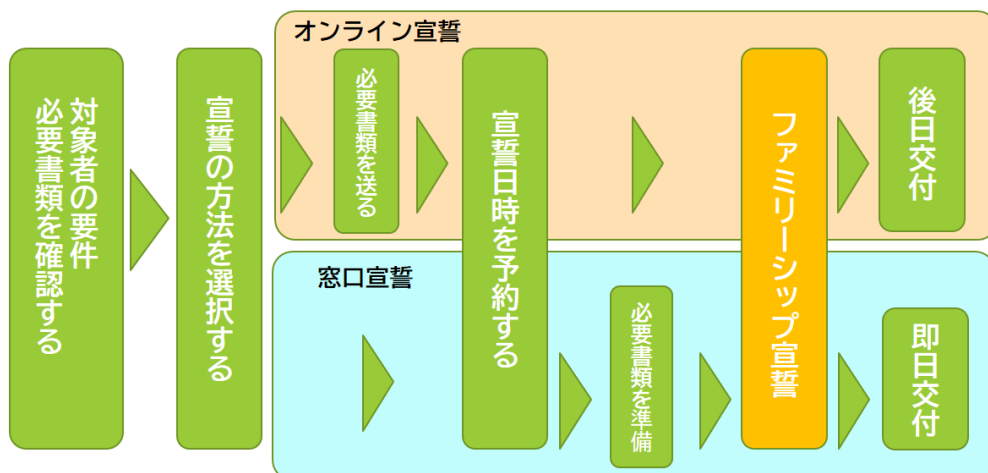
大阪市では、「窓口宣誓」と「オンライン宣誓」のいずれかの方法で宣誓していただけます。宣誓方法によって、宣誓までの流れが変わります。

- 「窓口宣誓」は、大阪市人権啓発・相談センター（以下、「センター」といいます。）に、宣誓者お二人と子等と宣誓する場合は、子等が揃ってセンターに来所のうえ行きます。ファミリーシップ宣誓書受領証（以下、「受領証(カード)」といいます。）は即日交付します。
- 「オンライン宣誓」は、「Microsoft Teams」か「Zoom」によって行います。受領証(カード)は後日送付となります。送付するために必要な「返信先の住所」を記載した返信用封筒と切手代 350 円分（定形外規格内 140 円+特定記録 210 円）のご負担が必要です。

○ 窓口宣誓……………[4 ページ](#)

○ オンライン宣誓……………[6 ページ](#)

大阪市ファミリーシップ制度による宣誓の流れ



○ 窓口宣誓

1 宣誓日時を予約する

電話、ファックス、メール、[大阪市行政オンラインシステム](#) で予約してください。
希望日時の中から、確定した宣誓日時をご連絡します。(電話での予約の場合は、電話口で調整します。)

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当
電話:06-6532-7631 (平日 9時~17時30分)
ファックス:06-6532-7640
電子メール:familyship@city.osaka.lg.jp
[大阪市行政オンラインシステム](#):右の QR コードからアクセス



ご連絡の際には、次の3点をお知らせください。

- 1 宣誓希望日時 ※
- 2 ファミリーシップ宣誓書(以下「宣誓書」といいます。)に記載する方全員のお名前
- 3 日中の連絡先(電話番号またはメールアドレス)

※ 宣誓することのできる日時は、平日の①9時30分、②11時、③13時30分、④15時の回のいずれかです。

ただし、毎月第3金曜日のみ、18時の回を設けています。(18時の回は、行政オンラインシステムでの予約ができませんので、電話等で予約してください。)

(1) 宣誓希望日時は、必ず第1希望から第3希望までお知らせください。

(2) 予約は、希望日の3開庁日前から3か月後まで受け付けます。(希望日の3日前が閉庁日の場合は、翌開庁日から予約開始となります。)

※ 15歳以上の子等も含めて宣誓される場合は、子等もお越しいただきます。

2 必要書類等を準備する

宣誓日当日までに、必要となる書類を準備してください。

必要書類等については、「[3 宣誓に必要な書類](#)」の項目をご覧ください。

3 ファミリーシップ宣誓(窓口)

当日の流れ

- a. 予約した日時に、宣誓者全員揃ってセンターまでお越しください。
※ 宣誓は個室で行います。プライバシー保護のため、時間厳守をお願いします。
- b. 本人確認及び宣誓要件の確認、必要書類等のご提出
- c. 宣誓書、受領証(カード)のデザインを選択
- d. 宣誓書に必要事項をご記入
- e. 当日中に受領証(カード)を交付します。

※ 宣誓の手続きには1時間程度かかりますので、予めご了承ください。

【住所】

大阪市人権啓発・相談センター

大阪市西区立売堀4-10-18 阿波座センタービル1F

Osaka Metro 中央線・千日前線「阿波座」駅 2号出口または4号出口すぐ



大阪市人権啓発マスコットキャラクター
にっこりな

○ オンライン宣誓

1 センターに連絡する。

電話、ファックス、メール、[大阪市行政オンラインシステム](#) で、宣誓を希望していることをお伝えください。

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当
電話:06-6532-7631 (平日 9時~17時30分)
ファックス:06-6532-7640
電子メール:familyship@city.osaka.lg.jp
行政オンラインシステム:右のQRコードからアクセスできます。



ご連絡の際には、次の6点をお知らせください。

- 1 宣誓書に記載する方全員のお名前
- 2 日中連絡の取ることのできる連絡先(電話番号またはメールアドレス)
- 3 受領証(カード)を送付する送付先の住所
- 4 希望する宣誓書のデザイン
- 5 希望する受領証(カード)のデザイン
- 6 希望するウェブ会議アプリケーション(Microsoft Teams または Zoom)

2 必要書類等を送付する。

「必要書類等のご案内」と希望されたデザインの「宣誓書のカラーデータ」をメールでお送りします。次の必要書類等をご同封のうえ、センターに送付してください。

【必要書類等】

- 1 自書した宣誓書
- 2 住所を証明する書類(住民票の写し 等)
- 3 婚姻していないことを証明する書類(戸籍個人事項証明書等 等)
- 4 本人確認書類の写し(運転免許証のコピー 等)
- 5 切手 350円分(定形外規格内 140円+特定記録 210円)を貼付し、返信先の住所・氏名を記載した返信用封筒

【送付先住所】

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当 あて
〒550-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階

3 宣誓日時を予約する。

センターから必要書類等の確認の連絡がありましたら、電話、ファックス、メール、大阪市行政オンラインシステムで、宣誓日の事前予約を行ってください。

希望日時の中から、確定した宣誓日時のウェブ会議の招待をお送りします。

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当
電話:06-6532-7631 (受付時間 平日 午前 9 時～午後 5 時 30 分)
ファックス:06-6532-7640
電子メール:familyship@city.osaka.lg.jp
大阪市行政オンラインシステム:メールにて予約専用ページをご案内します。

4 ファミリーシップ宣誓(オンライン)

当日の流れ

- a. 予約した日時に、宣誓者全員のお顔がモニターに映っている状態で接続してください。
- b. 本人確認と宣誓要件、提出済み書類の確認
- c. 受領証(カード)のデザインを確認

5 宣誓後

宣誓日時以降に、受領証(カード)を交付し、あらかじめ送付いただいた返信用封筒と切手を使い、郵送します。

宣誓日から到着まで、おおよそ1週間程度でお手元にお届けします。

5 受領証(カード)の紛失・毀損

宣誓書及び受領証(カード)を紛失・毀損したことによる再交付をご希望の場合は、様式第3号「ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書」と、毀損の場合は交付済みの受領証(カード)を提出いただくことで再交付いたします。

なお、令和4年7月31日以前に宣誓し、「パートナーシップ宣誓書受領証」表記で交付されている方は、再交付後は「ファミリーシップ宣誓書受領証」表記になります。

【再交付の流れ】

1 センターに連絡し、来所日時を予約する。

電話、ファックス、メールにより、紛失・毀損したことによる再交付を希望していることをお伝えください。

再交付は、お二人のうちどなたか一人にセンターまで来所していただきます。

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当

電話:06-6532-7631 (平日 9時~17時30分)

ファックス:06-6532-7640

電子メール:familyship@city.osaka.lg.jp

2 必要書類等の準備

本人確認書類(掲示のみ)

(毀損の場合のみ)毀損した交付済みの受領証(カード)

3 再交付申請

a. 予約した日時に、センターまでお越しください。

※ 手続きは個室で行います。プライバシー保護のため、時間厳守をお願いします。

b. 本人確認及び毀損の場合は、交付済み受領証(カード)の提出

c. 再交付申請書に必要事項をご記入

d. カード作成のため、40分程度お待ちいただきます。

e. 当日中に受領証(カード)を再交付します。

6 受領証(カード)の返還

パートナーシップ関係を解消するときや、どちらか一方の方が亡くなった場合等には、受領証(カード)を返還いただくこととなります。

返還には、様式第4号「ファミリーシップ宣誓書受領証返還届」と、交付済みの受領証(カード)を提出いただきます。

【返還が必要な場合】

- (1) 両当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 両当事者の一方の死亡 ※1
- (3) 両当事者がともに市内に住所を有しなくなった ※2
- (4) 一方が婚姻、もしくは他の者とパートナーシップ関係を有することとなった
- (5) 宣誓の要件に該当していないことが判明した

なお、すでにファミリーシップ宣誓を行っている方が、子等も含めてファミリーシップ宣誓を行う場合は、交付済みの受領証(カード)を返還していただく必要があります。

※1 子等を含めて宣誓している方で、パートナーが亡くなったが、子等との関係を証明するため、カードを継続して保持したいときには、「[7 受領証\(カード\)記載事項の変更](#)」の手続きをご覧ください。

※2 「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に加入する構成自治体に引越しをされる場合は、返還手続きが不要になります。
詳細は、「[8 自治体間連携について](#)」をご覧ください。

【返還の流れ】

1 センターに連絡し、来所日時を予約する。

電話、ファックス、メールにより、返還をする旨をお伝えください。

返還手続きは、原則としてパートナーシップ関係のお二人が揃ってセンターに来所していただくこととしています。 ※

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当

電話:06-6532-7631 (平日 9時~17時30分)

ファックス:06-6532-7640

電子メール:familyship@city.osaka.lg.jp

※ 状況により、来所が難しい場合は、この限りではありません。まずは、事務局までご相談ください。

2 必要書類等の準備

本人確認書類(掲示のみ)

交付済みの受領証(カード)

3 返還手続き

a. 予約した日時に、センターまでお越しください。

※ 個室で行います。プライバシー保護のため、時間厳守をお願いします。

b. 本人確認及び、交付済み受領証(カード)の提出

c. ファミリーシップ宣誓書受領証返還届に必要な事項をご記入

7 受領証(カード)記載事項の変更

すでに宣誓された方で、次に該当する方は、宣誓事項の変更が必要です。

宣誓事項の変更では、様式第5号「ファミリーシップ宣誓書受領証記載事項変更届」と、交付済みの受領証(カード)を提出いただきます。

【記載事項の変更のための届けが必要な場合】

- (1) 子等の氏名の削除する場合
- (2) 受領証に記載された方のいずれかの氏名に変更があった場合
- (3) パートナーが亡くなったが、子等との関係を証明するため、受領証(カード)を継続して保持したい場合

【受領証(カード)に氏名が記載されている子等の方】

15歳以上の子等を含めて宣誓される場合、受領証(カード)に記載するにあたっては、その方の同意が必要です。

すでに受領証(カード)にファミリーとして氏名が記載されている方で、氏名の削除を希望する場合は、15歳以上であれば本人の意思で削除できます。



【記載事項変更の流れ】

1 センターに連絡し、来所日時を予約する。

電話、ファックス、メールにより、記載事項変更のための届出が必要であることをお伝えください。

変更手続きは、原則としてセンターに来所していただきます。

お越しいただく方は、手続きの内容によって変わりますので、事前に事務局までご相談ください。

大阪市人権啓発・相談センター ファミリーシップ制度担当

電話:06-6532-7631 (平日 9時~17時30分)

ファックス:06-6532-7640

電子メール:familyship@city.osaka.lg.jp

2 必要書類等の準備

本人確認書類(掲示のみ)

交付済みの受領証(カード)

3 記載事項の変更手続き

a. 予約した日時に、センターまでお越しください。

※ 個室で行います。プライバシー保護のため、時間厳守をお願いします。

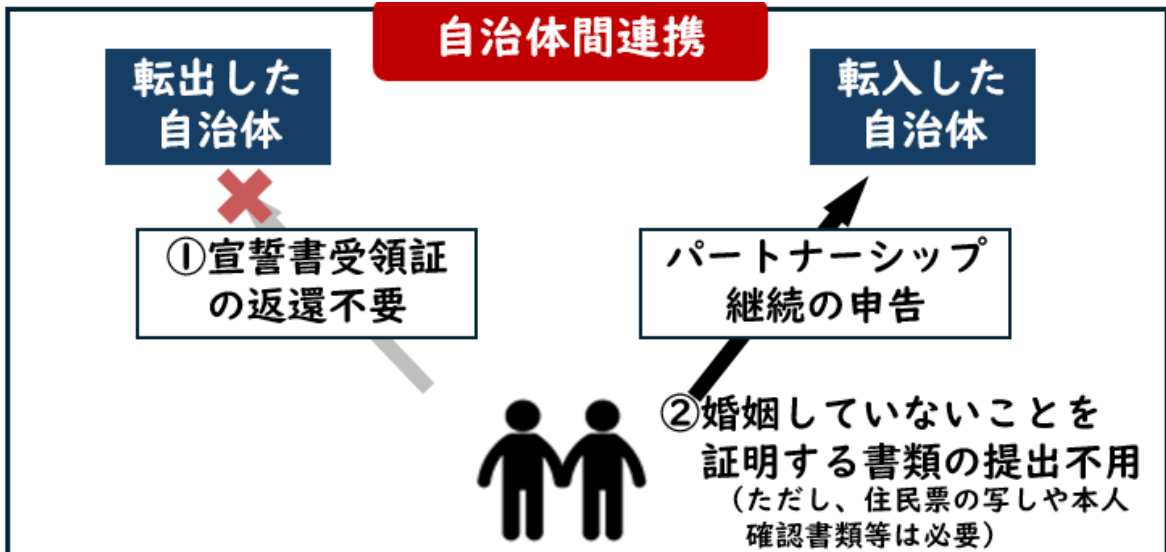
b. 本人確認及び、交付済み受領証(カード)の提出

c. ファミリーシップ宣誓書受領証記載事項変更届に必要な事項をご記入



8 自治体間連携について

大阪市は、下記の構成自治体とともに「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」を構築しました。これにより、ネットワークに加入する構成自治体の中で転入・転出するときは、転出自治体で受領証(カード)の返還が不要となります。



1 構成自治体

新規構成自治体が加入するたびに、更新します。詳しくは、大阪市ホームページ「[大阪市ファミリーシップ制度による宣誓を証明します](#)」をご覧ください。

2 対象となる方

構成自治体において、パートナーシップ宣誓書受領証の交付を受けた方で、大阪市内に転入後も受領証の継続利用を希望している方

3 必要な書類

- パートナーシップ宣誓継続申告書(様式第6号)
- 転出前の自治体で交付された受領証の原本(2枚共)
- 大阪市内への転入が確認できる書類の写し(住民票の写し、コピー可)

4 提出方法

大阪市人権啓発・相談センターまで、提出してください。

住所：大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階
(Osaka Metro 中央線・千日前線「阿波座」駅 2 号出口または 4 号出口すぐ)

【来所して提出する場合】

必要な書類の他に、本人確認書類が必要です。

来所日の事前予約をしてください。

※ 要件を満たしていることが確認できた場合、当日中にファミリーシップ宣誓書受領証を交付します。

(交付には、1 時間程度のお時間を頂戴します。)

【送付等により提出する場合】

大阪市人権啓発・相談センターに送ってください。

※ 「返信先の住所」を記載した返信用封筒と、切手代 350 円分(定形外規格内 140 円+特定記録 210 円)と、本人であることが確認できる証明書(運転免許証のコピー等)を同封してください。

参考資料

様式集

様式第1号 ファミリーシップ宣誓書

様式第2号 ファミリーシップ宣誓書受領証

様式第3号 ファミリーシップ宣誓書受領証再交付申請書

様式第4号 ファミリーシップ宣誓書受領証返還届

様式第5号 ファミリーシップ宣誓書受領証記載事項変更届

様式第6号 ファミリーシップ宣誓継続申告書